

公益財団法人旭硝子奨学会
外国人留学生奨学規程

公益財団法人旭硝子奨学会 外国人留学生奨学規程

第1章 総則

第1条（制定の趣旨及び目的）

公益財団法人旭硝子奨学会（以下「本法人」という。）の事務処理規程第9条に基づき、本規程を定める。

- 2 本規程は、定款第4条に基づく外国人留学生に対する奨学金の給与についての事項を定め、その業務の適正、かつ、確実な運営を図ることを目的とする。

第2条（奨学生の資格）

本規程に基づいて本法人が学資を給与する学生は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 海外諸国から、本法人が指定する日本の大学に留学している者であり、母国・日本政府ならびに企業および他財団等から奨学金を受けていない者。
 - (2) 大学において、大学院修士課程または博士課程を修学している者。
 - (3) 品行方正、学業優秀で健康である者。
- 2 本会から学資の給与を受ける者を奨学生といい、給与する学資を奨学金という。

第2章 奨学生の決定および奨学金の給与

第3条（願書の提出）

奨学生志望者は、奨学生願書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 現在または最近在学した学校長の奨学生推薦書
- (2) 在学証明書（新入学者の場合は、入学許可書）
- (3) 現在または最近在学した学校の学業成績証明書
- (4) その他本会が特に提出を求めるもの

第4条（奨学生の決定）

奨学生の決定は、各年度の事業計画に基づき、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

- 2 奨学生および奨学金の額が決定したときは、これを在学学校長および本人に通知する。

第5条（保証人の署名）

奨学生は、奨学生願書に、大学入学時の保証人の署名を得て、提出しなければならない。

第6条（奨学金の額）

奨学金の額は、月額100,000円とする。

第7条（奨学金の額の変更）

特別の事情があるときは、奨学金の額を変更することがある。

- 2 奨学生は、何時でも奨学金の減額または辞退を申し出ることができる。

第8条（支給期間）

奨学金の支給期間は、在学する学校の正規の修学期間とする。ただし、大学院修士課程学生は2年、大学院博士課程学生は3年を限度とする。

- 2 修学の中途より支給するときは、中途支給開始時における残りの正規の修学期間を限度とする。

第9条（奨学金の休止）

奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の支給を休止する。

- 2 奨学生の学業または性行等の状況により、補導上必要があると認めるときは、奨学金の支給を停止し、または奨学金の支給期間を短縮することがある。

第10条（奨学金の復活）

前条の規程により奨学金の支給を休止、または停止された者が、その事由がやんで在学学校長を経て願い出たときは（その事由が傷病の場合は医師の診断書添付）、原則として奨学金の支給を復活する。ただし、休止または停止されたときから2年を経過したときは、この限りではない。

第11条（支給方法）

奨学金は、原則として毎月、本人に対し支給する。ただし、数月分を合わせて支給することがある。

第12条（奨学金の打切）

奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることができる。

- （1） 傷病等のために成業の見込みがないとき。

- (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学金の使途が適当でないとき。
- (5) 休学、転校、転学または転科が適当でないとき。
- (6) 第14条に定める届出義務を怠ったとき。
- (7) 在学学校で処分を受けたとき。
- (8) その他第2条第1項に定める奨学生としての資格を失ったとき。

第3章 雑則

第13条（学業成績表の提出）

奨学生は、毎学年末学業成績表および活動報告書を提出しなければならない。

第14条（届出義務）

奨学生は、次の各号の1に該当するときは、迅速、かつ、正確に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のために届け出ることができないときは、保証人または家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により6か月以上欠席するとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 休学、復学、転校、転学、留年および転科または退学したとき。
- (4) 保証人を変更したとき。
- (5) 本人、保証人および家族の身上、住所、その他重要な事項に異動があったとき。
- (6) 他の団体および個人からの奨学金の貸与または支給に異動があったとき。
- (7) その他本会が本人、保証人または家族に対して届出または報告を求めたとき。

2 奨学生が死亡したときは、保証人または家族は、ただちに届け出なければならない。

第15条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第16条（実施細目）

本規程の実施について必要な事項は、理事長が決定する。

平成24年4月 1日 施行

平成26年5月14日 改定

